



長野県告示第1号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成20年1月7日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	平成23年1月6日

医療政策課

長野県告示第2号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年1月7日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡小谷村大字北小谷字かくま池東北11801の1、11801の2、字かくま池外11804、字御殿場11805、11806、字御殿場古道分レ11809、字池頭11810の1、字かいろ池平11811の1、字千束平11815の8、11815の9、字沢表11910、字イシナ井リ11911の1、字イワスケ平11913、字鳥越12199の15、12200の1、12200の6、12200の9、12200の10、12200の12、12200の20、12200の21、12200の26、12200の28、12200の30、12200の32、12200の34、12200の35、12200の37、12200の46、12200の52、12200の53、12200の55、12200の77から12200の101まで、12201、字馬牧12207、字ノリダシ12208の1、12208の5、字笹越戸12210の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年12月25日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年1月7日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
普世ふさ	飯田市通り町1丁目12番地	飯田市通り町1丁目12番地

会計課

長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正します。

平成20年1月7日

長野県人事委員会委員長 市村 次夫

表の身体障害者を対象とする長野県職員採用選考の項の次に次のように加える。

身体障害者を対象とする長野県市町村立小中学校事務職員採用選考	同上	同上	同上
--------------------------------	----	----	----

人事委員会事務局